

「秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託」 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容等

- (1) 業務名称 : 秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託
- (2) 業務内容 : 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 : 令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託額の上限 : 4, 770, 000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 実施要領等の公開 : 令和8年4月 1日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 : 令和8年4月 7日（火）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答 : 令和8年4月 9日（木）（予定）
- (4) 参加資格確認申請書の提出 : 令和8年4月10日（金）午後5時まで
- (5) 参加資格確認の結果通知 : 令和8年4月13日（月）（予定）
- (6) 参加資格不認定理由の請求 : 令和8年4月14日（火）午後5時まで
- (7) 企画提案書の提出 : 令和8年4月20日（月）午後5時まで
- (8) プレゼンテーション・審査会 : 令和8年4月下旬予定
- (9) 審査結果の通知 : 令和8年4月下旬予定
- (10) 契約締結 : 令和8年4月下旬予定

3 参加資格

本業務の企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たす者で、かつ県から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 秋田県内に主たる事務所又は法人本部を置くNPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者。
- (5) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (6) 過去5年以内に障害者支援又は芸術文化振興に関する事業実績を有すること。
- (7) 事業全体を総括するセンター長（責任者）及び相談支援に当たる専門スタッフを配置できること。なお当該スタッフは、支援センターの運営に支障のない範囲で

- 法人の業務と兼務できる。
- (8) 仕様書に定める相談窓口の開設時間中は、常に電話対応できる体制を整えること。
- (9) 県税の滞納がないこと。

4 手続きに関する事項

(1) 事務局（書類の提出先）

秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉チーム

住所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎2階

電話：018-860-1331

FAX：018-860-3866

メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案協議説明会

実施しません。

応募書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

(3) 掲載期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）午後5時まで

(4) 掲載書類

ア 企画提案競技実施要領（本書）

イ 業務委託仕様書

ウ 企画提案競技審査要領、審査基準

エ 【様式1】実施要領等に関する質問票

オ 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

カ 【様式3】法人概要及び過去5年間の主な業務実績等

キ 【様式4】企画提案書

(5) 実施要領等に関する質問の受付

質問は「【様式1】実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

ア 受付期限：令和8年4月7日（火）午後5時まで

イ 提出方法：電子メールに限ります。

ウ 回答方法：質問事項及び回答をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

エ 回答期日：令和8年4月9日（木）予定

(6) 参加資格の確認等

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局にメール又は郵送で提出し、参加資格の確認を受けてください。

ア 提出書類

・【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

・【様式3】法人概要及び過去5年間の主な業務実績等

イ 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

・メール、持参又は郵送

・メールで送信する場合は、件名を【（応募者名）／秋田県障害者芸術文化活動支援センター】とし、送信後にその旨を電話で必ずご連絡ください。

電話：018-860-1331（担当：小玉）

- ・ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出してください。
 - ・ 郵送の場合は、郵便書留で期限までに必着となるように提出してください。
- エ 参加資格の確認結果
令和8年4月13日（月）（予定）に電子メールで通知します。
- (7) 参加資格の取り消し等
- ア 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。
 - イ 提出期限までに提出しない者は、参加資格が無くなります。
 - ウ 参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。
 - エ 都合により辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 参加資格不認定理由の請求
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（任意様式）によりその理由の説明を求められます。
 - ・ 提出期限：令和8年4月14日（火）午後5時まで
 - ・ 提出先：4（1）事務局
 - ・ 提出方法：電子メールに限る
 - イ 県は、書面を受理した日から7日以内に説明を求めた者に対して郵送により書面でその理由を説明します。
- (9) 企画提案書の提出等
参加資格が認められた者による企画提案書等の作成及び提出方法は、次によるものとします。
- ア 提出書類
 - ・ 【様式4】企画提案書
 - ・ 見積書（内訳書含む。） ※任意様式
本業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（宛先は秋田県知事）とし、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者職氏名及び連絡先を記入してください。
 - ・ 賃金水準の向上に関する書類（該当する場合のみ）
 - ・ 女性の活躍推進に関する書類（該当する場合のみ）
 - イ 提出期限
令和8年4月20日（月）午後5時まで
 - ウ 提出方法
 - ・ メール、持参又は郵送
 - ・ メールで送信する場合は、件名を【（応募者名）／秋田県障害者芸術文化活動支援センター】とし、送信後にその旨を電話で必ずご連絡ください。
電話：018-860-1331（担当：小玉）
 - ・ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出してください。
 - ・ 郵送の場合は、郵便書留で期限までに必着となるように提出してください。
- エ 加点措置評価資料提出票の添付書類（加点を希望する者のみ）
- ・ 賃金水準の向上
直近及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式又は参考様式）」
 - ・ 女性活躍の推進
 - i 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成対策推進法に

基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（従業員数100人以下の企業に限る。）

- ii 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- iii 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- iv 知事表彰（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

オ 提出に関する留意事項

- ・ 提出書類のサイズ等は原則としてA4判（図面の場合は必要に応じA3判も可）とします。
- ・ 企画提案書等を提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなします。
- ・ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引換え又は撤回することができません。
- ・ 提出できる企画提案書等は1案に限り、複数の提出は不可とします。

カ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

本業務に係る企画提案競技審査要領に基づき審査（プレゼンテーション）を行います。日時や場所等詳細については、参加者に後ほどご連絡します。

(2) 審査会の開催及び受託候補者の選定方法

ア 企画提案書をもとに4月下旬に審査会を実施し、審査の結果、第1順位となった者を受託候補者とします。

イ 審査結果は電子メールにより通知します。また、審査の結果は、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情の申し立て

選定結果や参加資格の確認、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てすることができます。

6 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

「5 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者と単独随意契約します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 企画提案の取扱

企画提案書に記載された事項は、業務委託契約書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。なお、業務委託契約にあたっては、審査会における意見等を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、県と委託候補者双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

また、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合があります。

(4) 次点の繰り上げ

「5 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(5) 契約保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条、第178条及び第179条の規定によるものとします。ただし、同規則第178条第3号により、過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除します。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

8 その他

(1) 提出書類の取り扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

- (3) 企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とします。